

壇いただき、議論を深めてまいります。

(奥 健太郎)

報告一

## 法制史からみる戦後八〇年

出口雄一

はじめに

ご紹介に与りました、慶應義塾大学法学部の出口です。専攻は日本法制史で、戦後占領期を中心に、戦時から戦後初期にかけての法と法学について研究しております。

本日のテーマ「戦後八〇年」に引きつけて、法制史の観点から何が言えるかを考えましたが、やはり、憲法秩序のあり方を中心とするのがテーマに即しているのではないかと思われましたので、「戦後体制」という概念を中心に、その形成と終焉に焦点を絞って報告をさせていただきます。なお、「戦後」の日本について語るときには、どうしても戦前との「断絶」の側面が

強調されるところがありますが、本報告では明治憲法（大日本帝国憲法）との「連続」の側面に着目し、かつ、戦後日本社会において政治的に重要なイシューであり続けた象徴天皇制と平和主義の問題を、日本国憲法の制定過程の政治性に起因する要素として、敢えて「外在的」なものとして捉えてみたいと思います。

### 一 戦後体制の形成

#### 一 一 明治憲法の改正法としての日本国憲法

一九四六年に公布、翌四七年に施行された日本国憲法の「三大原則」として、文部省がその普及のために発行した『あたらしい憲法のはなし』は、「民主主義」「国際平和主義」「主権在民主義」の三つを挙げています。このことには勿論異論を挟む余地はありません。

しかし、日本国憲法の制定過程は、第二次世界大戦（アジア・太平洋戦争）に敗北して無条件降伏し、連合国の占領下に置かれていたという特殊な条件に強く規定されてもいます。連合国にとって「対ファシズム戦争」であった第二次世界大戦は、枢軸国側においてファシズムを生み出した要素として、日本に関しては天皇制の排除を目的とすることとなりますが、一方で、

周知のように、より効率的な占領管理の実施という観点からは天皇制の統合力が評価されることとなります。連合国最高司令官マッカーサーが一九四六年二月三日に作成した「マッカーサー・ノート」は、この矛盾した課題の妥協点として、そもそも戦争が出来ない国家であることを交換条件として天皇制を維持する、という内容を他の連合国に示す文書であると、戦争放棄条項の成立過程について詳細に検討を行った佐々木高雄先生は位置づけています<sup>(2)</sup>。

ご承知のように、日本国憲法は「マッカーサー・ノート」や、戦時中から作成されていたアメリカ政府による政策文書等に従いつつ、G H Q / S C A P (General Headquarters / Supreme Commander for the Allied Powers (連合国最高司令官総司令部)、以下「G H Q」)の民政局のスタッフが英語で起草していますので、アメリカ法の継受という側面は当然備わっています。しかし、案外見落とされがちですが、民政局では起草作業に先立って明治憲法の検討が行われており、その際に用いられた伊東巳代治訳の明治憲法が起草の際に下敷きとされています<sup>(3)</sup>。法的な連続性の担保という点から、日本国憲法は明治憲法の改正手続きを用い

て制定されたことはよく知られていますが、実際の経緯としても、明治憲法の改正法という側面があるわけ<sup>(4)</sup>です。

このような日本国憲法において、司法権の優位と地方分権についてはアメリカ憲法の影響が強い部分と言えるでしょう。またなにより、二〇世紀中葉の世界において普遍的に目指されていた基本的人権の擁護については、明治憲法と際立ったコントラストを見せます。戦後憲法学における憲法訴訟論の重要性は、このような構造にも導かれている部分があると言えます<sup>(5)</sup>。

## 一 二 明治憲法体制と日本国憲法体制——「戦後デモクラシー」

それでは、成立した日本国憲法はどのように「定着」したのでしょうか。この点を、先行事例である明治憲法と比較してみたいと思います<sup>(6)</sup>。明治憲法の構造的な欠陥としては、内閣についての規定を欠くことを典型とする「割拠性」が挙げられますが、この点に着目すると、一九〇〇年の立憲政友会の成立を明治憲政史の画期と捉えることはおおよその共通了解だと思います。つまり、憲法制定からおおよそ一〇年で明治憲法

体制は一応の安定をみた、ということになるでしょうか。<sup>(7)</sup>なお、法制史の文脈からは、ちょうどこの頃、法典編纂の終結とともに条約改正が実現し、日清戦争の結果植民地を獲得したことが、「近代法体系」の成立の画期として重視されます。<sup>(8)</sup>明治憲法の構造的な欠陥としての「割拠性」という側面は、憲法の安定が崩れる一九三〇年代において抱かれた問題意識の遡及という側面があることが、近時佐々木雄一先生により指摘されていますが、日本国憲法の統治構造はこの課題を、「三大原則」の一つとして掲げられた「民主主義」の価値に仮託し、議会支配制寄りの議院内閣制を採用することで解決しようとした。<sup>(9)(10)</sup>

さて、戦後には周知の通り、広範な法制改革が実施されますが、マッカーサーから幣原首相に伝達された五大改革指令に基づくものは、憲法改正に先立って実行に移されています。その中には、女性参政権を認められた衆議院議員選挙法改正や労働組合法などのように法律によるものもありますが、「会社ノ解散ノ制限等ノ件」のように、GHQの指令を国内法化した、いわゆる「ポツダム命令」によるものもありました。<sup>(11)</sup>

その後、憲法改正作業と平行して設置された臨時法

制調査会において、「最高法規」たる日本国憲法の規定と矛盾する法令が改正されます。「法の下の平等」と抵触する民法の家族法部分や、これもアメリカ法の継受の結果詳細に規定された刑事司法のあり方を受けた刑事訴訟法は全面改正されます。<sup>(12)(13)</sup>加えて、戦前においては「典憲体制」の下で憲法秩序の外に置かれていた皇室典範等の官務法、<sup>(14)</sup>天皇大権により規定されていた内閣や各省庁、公務員制度等が法律により規定されることとなります。<sup>(15)</sup>「戦後デモクラシー」が国会に期待した役割は、まずこのような立法により果たされたと評価できるように思います。

### 一三 日本国憲法体制と「戦後体制」

それでは、このように進められた法制改革をどのように評価するべきでしょうか。この点を説得的に説明するのが、占領史研究のパイオニアの天川晃先生が提起された「戦後体制」という考え方です。天川先生は、アメリカ政府が戦時中を進めていた対日占領政策にウエイトを置く「占領改革」と「戦後改革」を区別し、占領管理体制が終結した後に生じたいわゆる「逆コース」を含めたものとして「戦後改革」を捉え、戦前の

明治憲法体制と戦時における社会改革を踏まえた「戦後改革」により、おおよそ一九五八～六〇年頃に「戦後体制」が成立したという仮説を立てられました<sup>16</sup>が、この「戦後体制」論は、法制史の観点からもさまざまに示唆に富んでいます。

詳しくは井上先生・中島先生のご報告に譲りますが、日本国憲法体制について考える上では、対外関係についても当然視野に入れなければなりません。この点を巧みに説明するのが、酒井哲哉先生が提起された「九条Ⅱ安保体制」論と評価されています<sup>17</sup>が、上述の「戦後体制」論は、その形成期に「抵抗の憲法学」とも呼ばれるような「学知」が「逆コース」との対抗関係において構築され、「安保路線」と対峙する「九条路線」を担うものとして展開したこと、そして、「九条路線」と「安保路線」がその後融合して逆説的な安定をもたらしていくという帰結を含めて、「九条Ⅱ安保体制」と親和的であるように思われます<sup>18</sup>。もともと、このことが、国際政治学のような、本来対話の相手となるはずの「学知」との共通言語の構築の困難さをも導いたことは、併せて指摘しておかなければなりません<sup>19</sup>。

また、「九条Ⅱ安保体制」ともう一つ密接に関係す

るのが、砂川事件・苦米地事件における統治行為論の採用に象徴される、最高裁判所第二代長官田中耕太郎の下での憲法判例の蓄積です。初代長官三淵忠彦が率いた最高裁判所は、占領管理体制下では字義通りの「終審裁判所」とは言えない部分がありました<sup>20</sup>が、一九五〇年から一〇年間続いた「田中コート」は、評価はやや難しいところがありますが、日本国憲法の下での司法部の位置づけを安定させる期間と位置づけることが許されるものと考えられます<sup>20</sup>。

加えて指摘する必要があるのは、日本国憲法は明治憲法と同様、規律密度の低い「簡短概略」型の憲法典であるため、大石眞先生が強調されるように、憲法附属法によりその構造が支えられるという構造を持つこと<sup>21</sup>です。中選挙区制の導入により「保守／革新」という国内政治のマップングをもたらした一九四六年の衆議院議員選挙法改正、「逆コース」の下で進められた警察制度や地方制度の「再中央集権化」による国家構造の安定などが示すように、「戦後体制」の形成には、法律レベルでの制度変革による部分が大きいのです<sup>22</sup>。

## 二 戦後体制の終焉

### 二一 「長い戦後」の終わり

アメリカの日本研究者であるキャロル・グラックは、日本の「戦後」という語りの「長さ」の特殊性を指摘していますが、その内実である「戦後体制」は、「戦後八〇年」を待たずに、すでに終焉を迎えていると考えられます。同時代的な動きであり、その歴史的評価には慎重になるべきですが、法的な問題に絞って概略を整理してみたいと思います。

「戦後」的な価値観の希薄化の端緒となったのは、やはり一九八九年であったと考えられます。昭和天皇の死去と平成天皇の即位、ベルリンの壁崩壊とマルタ会談による冷戦終結の宣言は、象徴天皇制と戦争放棄という、日本国憲法における外在的な「生まれ出づる悩み」を深刻に動揺させました。酒井先生が「九条Ⅱ安保体制」の「終焉」に言及したのは一九九一年ですが、その二年後の一九九三年には自民党が下野し、翌九四年の公職選挙法改正によって小選挙区比例代表並立制が導入され、五五年体制は崩壊に至ります。そして、戦後二回目の社会党首班の連立内閣を村山富市首相が率いたことで、国内政治において「九条路線」を

堅持する必要性自体が失われました。<sup>(24)</sup>

さて、一九九〇年代半ば頃から進められた「構造改革」には、「戦後体制」を法的な観点から根本的に転換するものが多く含まれます。例えば、一九九八年に成立した中央省庁改革基本法に基づき二〇〇一年に内閣府が設置されたことは、議会支配制寄りの議院内閣制という日本国憲法の制定当初のコンセプトを大きく修正するものです（もちろん簡単に比較は出来ませんが、戦前に主張された「強力内閣」論を想起させないでもありません<sup>(26)</sup>）。そして、継続的に設置された規制緩和・規制改革に関する会議体は、例えば、労働法制等の転換をもたらしましたが、社会全体における「新自由主義（ネオリベリズム）」——とまとめることはやや乱暴です<sup>(28)</sup>——の前景化に対しては、とりわけ「近代法」の価値に重きを置く憲法学・基礎法学は警戒的なように思われます。この点は、報告の最後にもう一度考えてみたいと思います。

### 二二 戦後第二の法制改革の時代と「再法典化」?

一九九〇年代半ば頃からの「戦後体制」の問い直し

の帰結として目指された「改革」として注目されるのが、一九九九年から二〇〇一年にかけて活動した司法制度改革審議会です。この審議会は、民事・刑事の訴訟のあり方と共に、法曹養成制度の根本的な改革を企図し、広範な改革を実行しましたが、その狙いとして「国民の統治客体意識から統治主体意識への転換」が強調されていることは注目すべきことのように思われます。<sup>29)</sup>冒頭において言及した通り、議会を中心とする「割拠性」の克服によって「戦後デモクラシー」を実現する、という日本国憲法の統治機構を充填するものとしては、象徴天皇制とパターンの形で導入された「主権在民主義」はやはり脆弱でした。例えば、一九六八年の世界における変革の動きと日本国内の対応を比較すると、「戦後八〇年」の間に「主権者意識」涵養がどの程度なされる契機があったかは、いささか心許ありません。<sup>31)</sup>

さて、司法制度改革審議会の議論を受けて、裁判員制度の導入・檢察審査会制度の改革などの刑事司法改革のほか、行政へのチェック機能の強化の観点から二〇〇四年に行政訴訟法改正が行われますが、同法は立法以降約四〇年ぶりの抜本的改正でした。また、二〇

〇三年に司法制度改革審議会の議論を受けて改正された民事訴訟法は、これに先立つ一九九六年に全面改正されていますが、これは大正時代以降実に七〇年ぶりの改正となっています。<sup>32)</sup>このように、一九九〇年代の半ばに「戦後体制」の終焉と相前後して、基本法典の全面的な見直しが進んでいることは注目すべきことではないかと思えます。報告の前半で戦後法制改革について言及しましたが、民法の財産法部分や刑法などはこの時部分改正を受けたにとどまり、明治期の立法が「戦後八〇年」のかなりの期間、大枠の変更を受けないまま現行法として維持されてきました。一八九六年の成立以来の大改正と位置づけられる二〇一七年の債権法改正をはじめとして、日本においては明治憲法体制の成立と合わせておおよそ一九〇〇年頃に形成された「近代法体系」が、「戦後八〇年」を超えた時間軸における見直しの時期に来ているのだとすれば、近代日本法制史にとつては大変興味深い事態が現在進行しつつある、ということになります。<sup>33)</sup>もともと、債権法に見られるような「再法典化」だけではなく、家族法における憲法判例の蓄積と五月雨式の改正や、商法における「法典」という形式そのものの相対化、刑法

における特別法による社会変化への対応や近時の「リスク社会」への対処の側面もある組織犯罪取締法など、その態様はかなりの幅があり、実定法学との対話によるその「歴史化」が今後ぜひとも必要なところではないかと思えます。

### 二一三 日本国憲法体制はどうなるのか？

明治憲法体制がどこまで続いてきたか、とりわけ、一九三〇年代以降の不安定化をどう捉えるかという問いには、様々な理解がありますが、アジア・太平洋戦争に敗北したことでその命脈が途絶えたことは異論のないところだと思います。それでは、日本国憲法体制はどこまで続いているのでしょうか。この報告では、一九九〇年代半ばに「戦後体制」は終焉を迎えているという見立てを提示しましたので、もちろん、日本国憲法体制もそれと共に終焉を迎えた、と考えることも出来るように思われます。しかし、先に示しましたように、憲法附属法の改正によって憲法秩序は大きく変動し、「近代法体系」自体の見直しとも考えられる法制改革が今まさに進んでいるにもかかわらず、日本国憲法という「法典」自体はなお健在です。そうであるならば、

グラックが述べるように、日本国憲法という「戦後」の「建国神話」もなお、「戦後体制」の終焉を超えて生き続けているのかも知れません。

しかし、天皇（現在の上皇）の「お気持ち」表明による二〇一七年の生前退位の是認と、二〇一五年の平和安全法制・二〇二二年の安保三文書策定という事態は、憲法を変えずに実現されています。すなわち、戦後憲法学にとつて、その生まれの政治性ゆえに付き合わざるを得なかった象徴天皇制と戦争放棄についての憲法解釈学上の難問は、言葉を選ばずに言えば、実質的には「脱争点化」しているのです。ウクライナ戦争の勃発は、国際連合の機能不全をこれ以上ない形で世界に示しましたが、第二次世界大戦の帰結という性質から日本国憲法が帯びている「国際連合仕様」、あるいは、兩宮昭一先生が強調されるように「戦勝国体制仕様」という側面は、おそらく「耐用限界」にきているように思われます——さすがに、常任理事国の一画をなす大国が、第一次世界大戦以前を彷彿とさせる侵略戦争を仕掛けるというのは、想定外の事態と言わざるを得ません<sup>38</sup>。

そうであるならば、「生まれ」に基づく特殊な政治

的コンテクストに接続する必要のない箇所、例えば「民主主義」や「基本的人権」については、日本国憲法の規定内容はなお意味を有するということは言えるのではないかとも思われます。しかしここで、「戦後体制」の終焉と相前後して生じた「新自由主義（ネオリベリズム）」の前景化の問題が出てきます。イギリスの歴史学者エリック・ホブズボームが、「啓蒙と進歩の時代」としての「長い一九世紀」と、「両極端の時代」としての「短い二〇世紀」という時代区分を提示し、両者に共通する要素としての「資本主義」と「啓蒙主義」を「近代」のメルクマールとしていることはよく知られています<sup>(39)</sup>が、小野沢透先生は、この図式を踏まえて「啓蒙主義」の枠内で進化した一九世紀の経済的グローバリゼーションが「左へと傾斜する勢力」があったのと対比し、その枠外で進行している同時代の経済的グローバリゼーションは「いっそう右へと傾斜する潜勢力を蓄えつつある」と指摘しています<sup>(40)</sup>。「新自由主義（ネオリベリズム）」が政治的傾向性とも連動するとなると、現在世界において生じている「人治主義」「権威主義」への回帰とも見られる動き——大屋雄裕先生はまるで予言するかのようによ、二

〇二一年の論考でいささか悲観的に「法の黄昏」という表現を用いています<sup>(41)</sup>——には、構造的な背景があるということになるのかもしれませんが。「戦後八〇年」というこの時間軸において、われわれは、「戦後」を超えた「近代法」の価値が日本社会においてどうなっていくのか、注視しなくてはいけない状況に置かれているとしたら、これはかなり重い問題です。ご清聴ありがとうございました。

※本稿は、JSPS科研費M03KF23007・M03KF23054による研究成果の一部である。

- (1) 文部省編『あたらしい憲法のはなし』（実業教科書、一九四七年）六頁。
- (2) 佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』（成文堂、一九九七年）四〇頁以下。
- (3) 笹川隆太郎・布田勤『憲法改正草案要綱の成立の経緯』
- (2) ——日本側携行案の英訳文を中心とする再検討』『石巻専修大学経営学研究』三巻二号（一九九二年）八〇頁以下。

(4) 拙稿「占領管理体制から戦後体制へ——占領によって日本の法はどう変わったのか」『歴史評論』八六八号（二

- 〇二二年) 五頁以下。
- (5) 六戸常寿「日本憲法史における「憲法裁判権」同『憲法裁判権の動態(増補版)』(弘文堂、二〇二二年) 三一頁以下。
- (6) 御厨貴「憲法」をつくる、「五五年体制」をつくる」同『戦後をつくる——追憶から希望への透視図』(吉田書店、二〇一六年) 一五頁以下。
- (7) 坂野潤治『日本憲政史』(東京大学出版会、二〇〇八年) 七七頁以下。
- (8) 利谷信義「近代法体系の成立」岩波講座日本歴史
- (16) 近代(3)『(岩波書店、一九七六年) 九五頁以下。
- (9) 佐々木雄一「明治憲法体制における首相と内閣の再検討——「割拠」論をめぐって」『年報政治学』二〇一九—  
I、二四八頁以下。
- (10) 大石眞「憲法史と憲法解釈」(信山社、二〇〇〇年) 二二五頁以下。
- (11) 平林英勝「独占禁止法の歴史 上」(信山社、二〇一二年) 四五頁以下。
- (12) 和田幹彦「家制度の廃止——占領期の憲法・民法・戸籍法改正過程」(信山社、二〇一〇年)。
- (13) 拙著『戦後法制改革と占領管理体制』(慶應義塾大学出版会、二〇一七年)。
- (14) 奥平康弘『萬世一系の研究(上)——皇室典範  
的なるもの』への視座』(岩波書店、二〇一七年)。
- (15) 岡田彰「現代日本官僚制の成立——戦後占領期における行政制度の再編成」(法政大学出版局、一九九四年)、大石眞「憲法秩序への展望」(有斐閣、二〇〇八年)。
- (16) 天川晃「戦後改革・占領改革・戦時改革——戦後体制の成立をめぐって」福永文夫・河野康子編『戦後とは何か——政治学と歴史学の対話 下』(丸善、二〇一四年) 一九頁以下。
- (17) 酒井哲哉「九条Ⅱ安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治』『国際問題』三七二号(一九九一年) 三二頁以下。
- (18) 鈴木敦・出口雄一編『戦後憲法学』の群像』(弘文堂、二〇二二年)。
- (19) 山元一他編『憲法学と憲法学者の〈アフター・リベラル〉——戦後憲法学の「これまで」と「これから」を語る』(弘文堂、二〇二四年)。
- (20) 牧原出「部分社会」と「象牙の塔」飯尾潤・荻部直・牧原出編著『政治を生きる——歴史と現代の透視図』(中公叢書、二〇二二年)、同『田中耕太郎』(中央公論新社、二〇二二年)。
- (21) 大石眞「憲法改正と憲法改革の間」同『統治機構の憲法構想』(法律文化社、二〇一六年) 三九頁以下。
- (22) 天川晃『戦後自治制度の形成』(左右社、二〇一七年)。

- (23) キャロル・グラック／梅崎透訳『歴史で考える』(岩波書店、二〇〇七年)。なお、空井護「戦後」の諸相」松浦正孝編著『戦後日本』とは何だったのか——時期・境界・物語の政治経済史』(ミネルヴァ書房、二〇二四年)三六頁以下も参照。
- (24) 詳しくは、河野康子『戦後と高度成長の終焉』(講談社、二〇一〇年)を参照。
- (25) 岡田彰「官僚制の作法」(公職研、二〇二四年)。
- (26) 奥健太郎「昭和戦前期立憲政友会の研究——党内派閥の分析を中心に」(慶應義塾大学出版会、二〇〇四年)。
- (27) 倉田原志「社会権論——新自由主義政策の展開の下での議論を中心に」『論究ジュリスト』三六号(二〇二一年)八五頁以下。なお、井上雅雄「失われた」四〇年——戦後労働の精神史』キャロル・グラック・五十嵐暁郎編『思想史としての現代日本』(岩波書店、二〇一六年)一八三頁以下も参照。
- (28) その含意の多様性と歴史性に関しては、下村晃平『ネオリベラリズム概念の系譜 1834-2022』(新曜社、二〇二五年)を参照。
- (29) 六戸常寿「憲法の運用と「この国のかたち」」長谷部恭男編『この国のかたち』を考える』(岩波書店、二〇一四年)一三七頁以下。
- (30) 小熊英二『1968 上・下』(新曜社、二〇〇九年)、西田慎・梅崎透編『グローバル・ヒストリーとしての「1968年」——世界が揺れた転換点』(ミネルヴァ書房、二〇一五年)。
- (31) 金井利之『行政学講義——日本官僚制を解剖する』(筑摩書房、二〇一八年)。
- (32) これらの改正については、さしあたり、大澤恒夫・西村健・飯考行・平山真理編『民主的司法の展望——統治主体としての国民への期待(四宮啓先生古稀記念論文集)』(日本評論社、二〇二二年)所収の諸論考を参照。
- (33) 岩谷十郎・片山直也・北居功編『法典とは何か』(慶應義塾大学出版会、二〇一四年)。
- (34) 大村敦志『新・家族法——たそがれ時の民法学』(有斐閣、二〇二五年)。
- (35) 得津晶「商法典を置く意義——商法は本当に必要なのか?」『民商法雑誌』一五八巻一号(二〇二二年)二頁以下。
- (36) 小山剛・新井誠・横大道聡編『日常のなかの(自由と安全)——生活安全をめぐる法・政策・実務』(弘文堂、二〇二〇年)。
- (37) 兩宮昭一「占領と改革」(岩波新書、二〇〇八年)、同『戦後の超え方——歴史・地域・政治・思考』(日本経済評論社、二〇一三年)。
- (38) 井上達夫『ウクライナ戦争と向き合う——プーチンと

いう「悪夢」の実相と教訓』（信山社、二〇二二年）。

(39) エリック・ホブズボーム／野口建彦・野口照子訳『帝国の時代（1）・（2）』（みすず書房、二〇二三年）、エリック・ホブズボーム／大井由紀訳『二〇世紀の歴史——両極端の時代 上・下』（筑摩書房、二〇一八年）。

(40) 小野沢透「『同時代』と歴史的時代としての『現代』」『思想』一一四九号（二〇二〇年）九一頁以下。

(41) 大屋雄裕「戦争と平和と法の黄昏」山元一編『講座立憲主義と憲法学（1） 憲法の基礎理論』（信山社、二〇二二年）二五三頁以下。

(42) この点、二〇二五年七月に実施された第二七回参議院議員選挙において「日本人ファースト」と「反グローバルイズム」を掲げた参政党が大きく議席数を伸ばしたことは、今後注視しなければならない動きであるように思われる。

## 報告二

# 日本外交の戦後八〇年

井上正也

## はじめに

法学部教授の井上正也です。本日は、慶應法学会で登壇の機会をいただき、誠にありがとうございます。

本日お話しさせていただくテーマは、「日本外交の戦後八〇年」です。とはいえ、本日はこの八〇年間に日本外交で起こった出来事をすべてお話しする時間はありません。大まかな時期で区切り、できるだけマクロな視点からお話したいと思います。

最初に、この八〇年という時間軸をどう捉えるかですが、それは一つの国家が興ってから滅びるまでの期間をカバーする、非常に長い期間です。毎年学生に日本外交史を教えていて感じるのは、戦後がどんどん長くなっていくことです。近代日本が明治維新で興り、太平洋戦争の敗戦で滅びるまでの期間よりも、敗戦から現代までの時間（八〇年）の方が既に長くなりました。